

令和7年

第1回

富里市農業委員会議事録

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第1回）

日 時 令和7年1月9日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
 - 5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
 - 6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 7 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	田	口	榮	一	
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和7年第1回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後4時20分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

津田 博明 君、関 利之 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。津田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は津田です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、南部共同利用施設の西に位置し、市道に接続しているため進入路は確保されております。現地は、これまで権利者の孫が農地利用集積で借りており、主に人参を作付けしていました。義務者は相続で取得した農地を成田空港機能強化の区域内にあった土地の代替を探していた権利者にNAAを通じて売却の要請に応じるものです。権利者は同じく成田空港機能強化の区域内に山林を保有しており、こちらをNAAに売却する際に代替地を求めており、今回の申請となっております。宮内区は既に地域計画が策定されておりますが、権利者の孫が借りていた農地のため、その家族が取得することについて支障がないとのこと。農機具は一式完備しており、自宅から現地までは徒歩1分。権利者は104歳と高齢ですが、公共事業の代替地として取得するにあたり、税控除を受けるためには現所有者への手続きが必要とのこと。このような申請となっております。実際に権利者の息子夫婦、孫夫婦、ひ孫夫婦が農業に従事しているため、効率的に耕作されるものと考え、本案件は許可と思われま

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。土地の表示等の概要は議案書のとおりです。担当委員は塩澤です。

申請地は、富里市消防本部付近のT時交差点から2キロメートルほど根木名方面に向かった、権利者の自宅を右折した右側に位置します。詳細は参考資料を確認願います。現況は庭として利用しており敷地の延長のようでした、農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、第2種農地と思われます。現在、使用している駐車場用地を返却しなければならなくなり、権利者の自宅に隣接している農地を売っていただき自宅の敷地延長として申請するものです。選定理由は自宅の隣接地で義務者の承諾が得られ、自宅敷地と分断なく利用できる土地だからとのことです。申請地以外に利用可能な土地はなく、進入路は確保され境界杭も確認しました。事業にかかる費用については、記載の土地代金のみで既に支払い済みとのことです。過去の転用はなく、第三者の権利もありません。工期はなく現況のままの使用となります。そのため、雨水は敷地内浸透、雑排水は発生せず、権利者が土留めを設置し土砂等の流出を防止する、日照痛風等の影響もありません。説明は以上です、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、所有権移転1を採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議長 次に、日程第4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたものです。内容につきましては、次第3ページから6ページに記載のとおりです。なお、参考ですが、ナンバー3については、農政課所管の補助事業を利用するために必要な要件として、権利を設定するものです。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は、意見無しとする旨、市長へ答申することに決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。日程第5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、御報告いたします。

次第の7ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議長 長 次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

次第の8ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第3号

議長 長 次に、報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、御報告いたします。

次第の9ページに1件ございます。こちらにつきましては、太陽光の恒久転用について許可を得ておりましたが、電力会社との折衝に問題が生じ、解決出来ないため、取消願が提出されたのもです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。なお、印旛農業事務所より取消し通知が発行され、代理人を通

じて受領済みです。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの報告第3号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後4時32分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員